平成２２年（フ）第４４６７号
大阪府守口市大久保町３丁目32番１号
債務者　大久保貞子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７０７号
大阪府茨木市上野町18番11号
債務者　奥野喜美枝
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８００号
大阪府守口市大久保町１丁目21番15号
債務者　村上　憲一
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８０１号
大阪府守口市大久保町１丁目21番15号
債務者　村上　信子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８１３号
大阪市西区江戸堀３丁目６番16―1003号
債務者　中越　昭子（旧姓甲斐）
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８２４号
大阪府枚方市香里園東之町21番５―202号
債務者　鈴木　美加
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８２８号
大阪市平野区流町１丁目５番17号　ヴィラ寿303号室
債務者　遠山　忠夫
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８３０号
大阪市住吉区苅田５丁目19番26―601号
債務者　辻口　涼子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８３９号
大阪市都島区御幸町１丁目６番13号エクセル山本503号
債務者　嶋本留美子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８４０号
大阪市東住吉区西今川３丁目25番８号パークサイド今川
債務者　芦谷順一朗
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８５９号
大阪市北区本庄東２丁目４番２―338号
債務者　小田裕美子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１０３号
熊本県玉名市安楽寺243番地１
破産者　迫丸　康**弛**
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１７８号
長野県松本市寿北５丁目18番16号
破産者　有限会社丸山機械設計
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第８２６号
大阪府泉佐野市鶴原964番地の17
破産者　有限会社ミナミ繊維
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３０９号
兵庫県高砂市梅井３丁目25番11号
破産者　株式会社アカシヨット
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４６１号
高知市帯屋町１丁目13番17号
破産者　株式会社きしや
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４８４号
盛岡市山王町10番６号
破産者　環境化学株式会社
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１７４８号
横浜市旭区白根２丁目25番21号
破産者　石毛興業有限会社
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９３０号
岡山市北区学南町１丁目17番27号
破産者　千神　義彦
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部